



Title	解題 : 坂上是則と『是則集』
Author(s)	堤, 和博
Citation	詞林. 1991, 10, p. 90-115
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67311
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

解題 ——坂上是則と『是則集』——

堤 和博

I 坂上是則

はじめに

三十六歌仙に名を連ねる坂上是則は、古今集時代の有力歌人として知られているが、その家系、官歴について確実・詳細なことはあまりわからないというのが実状である。ここでは、村瀬敏夫「坂上是則の位置——紀實之との関連において——」（『東海大学文学部紀要』一九八二年十一月）に多く依りながら、彼の家系と官歴、それに文学活動をわかる範囲で紹介しておく。まずは、家系からである。

一 家系

一般に古代人の家系図をみる時は、どこまで信をおくべきか

慎重な態度が要求されるが、坂上氏の系図によっては是則の家系を明らかにしようとする場合はとくにそうである。というのは、『尊卑分脈』所収の坂上氏系図はわずかに六名を載せるだけの断簡であって、そこに是則の名はなく、あとは統群書類従に掲載されている「坂上系図」と「坂上系図別本」（便宜上、前者を統類本、後者を統類別本と呼ぶ）、それに『系図纂要』号外十八に所収されている坂上氏の系図（便宜上、纂要本と呼ぶ）に依るしかないからである。これらはいずれも、是則より相当時代を隔てた頃の資料であり、どの程度信用できるのかおぼつかないといわざるをえず、是則の近くの人物をとってみても、三本間にかんがりの異同がある。しかしながら、この三本がまったく荒唐無稽な説を伝えているとも考え難いので、今はこれらの記載を勘案しながら是則の家系を辿ってみることにする。最初に、初代征夷大將軍として名高い田村麿から是則の息男に至るまで三本それぞれの記載を引用し、伝が異なる人物について言及しておく。

統類本

田村麿

└ 広野
└ 浄野 ─ 当道 ─ 好蔭 ─ 是則 ─ 望城

統類別本

田村丸

└ 広野 ─ 清野
└ 当道 ─ 広道 ─ 国当 ─ 好蔭 ─ 是則 ─ 望城

纂要本

田村麿

└ 広野 ─ 当道 ─ 広道 ─ 国当 ─ 好蔭 ─ 是則 ─ 望城
└ 清野

まず、清野（浄野）と当道は『文徳実録』（1）と『三代実録』（2）の記事によれば、清野は田村麿の男で、当道は広野の男となる。すると問題は好蔭を統類本に従って当道の男とみるか、統類別本・纂要本に従って曾孫とみるかである。これについて村瀬は、（ここで詳しく紹介する余裕はないが）当道の生没年や好蔭の没年から推して、統類本の記載をよしとしている。また、「名乗の類似からみて」広道は広野の男で当道と兄弟、国当は当道の男で好蔭と兄弟と「すべきかもしれない」とも言い、結局「点線は推定」としながら、次のように系図を再構成している。

田村麿 ─ 広野 ─ 当道 ─ 国当

└ 広道 ─ 好蔭 ─ 是則

現存資料による限りは、村瀬のように推論するしかなからう。

しかし、この推論は「好蔭を従五位で終った当道の子と仮定して、当道と同じ四十三歳で叙爵したとすれば」という二重の仮定の上に立ったものであり、その分やや説得力を欠くという印象は免れない。したがって、是則の家系の確実なところとしては「田村麿の孫（当道）の流れを汲む好蔭の男」というぐらい（3）である。

なお、後に引用する『三十六人歌仙伝』と『古今和歌集目錄』はそれぞれ是則の項で「先祖不見」、「先祖不詳」としている。また、是則の母が誰であるかはまったく伝わっていない。

さて、是則の家系を以上のように捉えたと、彼が代々武官の家柄に生まれていることが注目される。すなわち、先程系図を引用した際に出頭に掲げた田村麿は初代征夷大將軍だし、田村麿の父茹田麿も最終的には従三位右衛士督（4）にまでなっている。田村麿以降の人物をみても、広野・清野とともに右近少将などを経て右兵衛督に至り、当道は左近少将などを、好蔭は右近少将などをそれぞれ歴任している。このように坂上氏の一族はことごとく武官を勤めあげていると言って過言ではないほどなのである。

そこで、現存系図の坂上氏の先祖を辿ってみると、統類本で

は漢の高祖になっており、続類別本では後漢の光武帝になっている。村瀬も疑っているように、先祖についてのこれら系図の記載はにわかに信じがたく、荻田鷹が上奏文に「臣等本は後漢靈帝之曾孫阿智王之後也」と記している(5)ことなどからみて、坂上氏が代々「後漢靈帝」の末裔だと自称していたことか
らくる伝承によっているとみるべきであろう。しかし、高橋崇
(6)の説くように、坂上氏一族はもともと渡来人系で、早く
から武官として朝廷に仕えていたというのは諸記録からみて間
違ひなからう。

1 『文徳実録』嘉祥三年八月己酉条清野卒伝に「贈大納言止
二位田村麻呂第四子也」とある。

2 『三代実録』貞観九年三月九日己酉条当道卒伝に「祖田村
麻呂」、「父広野」とある。

3 高橋崇は当道を清野の男とし、好蔭を当道の男としている
(『人物叢書 坂上田村麻呂 新装版』(一九八六年・吉川
弘文館)、『国史大辞典』「坂上氏」の項)。なお、『尊卑
分脈』の坂上氏系図は、田村鷹の祖父から計五人の男子を載
せるが、その五人については纂要本と一致している。

4 このあたりの官職等は、村瀬論文に教えられ、『三代実録』
・『公卿補任』等で確認した。

5 『続日本紀』延暦四年六月癸酉条。

6 注3に同じ。

二 官歴

このような坂上氏に生れながら、なぜか是則は儒家の道を歩
むことになるのであるが、次にその是則の官歴を追っていく。

まず、是則の官歴をもっとも詳しく伝えている『三十六人歌
仙伝』(以後、『歌仙伝』と略称する)と『古今和歌集目録』
(以後、『目録』と略称する)を引き(鈎括弧内は割注)、続
いて、他の若干の資料も参照して是則の官歴を纏めておく。

『歌仙伝』

従五位下行加賀介坂上宿禰是則(先祖不見)

延喜八年正月任大和掾。《御書所》。同八月廿八日任大
和掾。《復任》。十二年三月任少監物。十五年二月任
中監物。十七年正月任少内記。廿一年任大内記。延長二
年正月七日叙従五位下。同月任加賀介。

『目録』

坂上是則。七首(秋一首。冬二首。恋一首。雜一首。)

先祖不詳。延喜八年正月任大和少掾。《御書》。同八月
廿八日任大和権掾。《復任》。十二年三月廿七日任少監
物。十五年二月廿三日任中監物。十七年正月廿九日任少
内記。廿一年正月卅日任大内記。延長二年正月七日叙従
五位下。局。同月任加賀介。卒年不詳。

是則の官歴(7)

延喜8年以前 御書所

延喜8年1月12日 大和権少掾

延喜8年8月28日 大和権少掾復任

延喜12年3月27日 少監物

延喜15年2月23日 中監物

延喜17年1月29日 少内記

延喜21年1月30日 大内記

延長2年1月7日 從五位下、加賀介(統類別本では「加賀守」と傍注する。上国加賀は、守が從五位下に相当する。)

延長8年 卒 (統類本傍注による。)

(『歌仙伝』の「任大和掾。御書所。」という記載による。松野本『歌仙伝』には同じ箇所「御書所」がある。)

(次の復任の記事と併せて「掾」「大掾」などと区々であるが、「権少掾」とする村瀬の見解に従う。なお、任官の日には『貞信公記』等による。)

(村瀬は好蔭の死亡による服喪あけを想定する。)

(『官職秘抄』下の少監物の項に「御書所書畢」による任例として是則の名があるので、それに従えば大和権少掾は遙任で、延喜8年以降も御書所に留まっていたことになる。)

武門の家に生まれながらも是則はこのような経歴をもち、以降の坂上家の人物も是則男望城が大外記に就任するなど、儒家・法家の道を歩むようになる。ではなぜ、是則は武門の道に就かなかったのか。村瀬は「彼が官途の初めに御書所に勤務したのは、文筆の才がかなりあって、ことに能筆だったのだろう。こうした性向が彼に家業の武芸に背を向けて、文官の道を歩ませるに至ったのだろう」と推測する。しかし、是則は延喜五年に宮中においての蹴鞠の遊びの際、鞠を二百六度落とさず、褒

美を貰ったという記録を残している(『西宮記』臨時八・臨時宴遊・蹴鞠)。おそらく、家業である武門の道に進む才能も十分にあったと考えられ、また、出世を考えるなら父祖の道に就くほうが有利であったに違いない。それでもなおかつ武門の道を捨てて文筆の道を目指したのには、何かよほどの理由があったと考えられるが、それは不明である。

なお、是則の生年は不明であるが、村瀬は、父好蔭の叙爵した年などから貞観十八年と推定している。この推測は以降の是

則の履歴と齟齬をきたさないかもしれないが、村瀬自身「これは推測を重ねた結果である」と言っているように全面的に信をおけるものではない。したがって、是則の生年は、不明ないしは貞観十八年頃としておくのが穏当であろう。

7 この他、続類本には「清水寺別当」の傍注がある。

三 文学活動

次に諸記録・歌集などにみえる是則の文学活動を追ってみる。まずは、存疑のものも含めて、是則の名が見える歌会・歌合等々を年代順に纏めておく（下に示した算用数字は、『是則集』における歌番号）。

寛平4年	寛平御時后宮歌合	24
寛平8年以前	寛平御時中宮歌合	23
延喜元年3月3日	紀師匠曲水宴和歌	46
延喜5年2月	定国四十賀屏風歌	
4月	『古今集』撰集	2 16 18 21 22 23 27 34 37
4月28日	左兵衛佐定文歌合	16 23 48 51
延喜7年9月10日	大井川行幸和歌	13 14 17 19 20 42 43 44 45
延喜13年3月	亭子院歌合	1 5 6 7 10

10月 内裏菊合延喜十三年 53
 延喜18年2月 勤子内親王屏風歌 9
 9月28日 洛外遊覧連歌等

この中には是則の文学活動に含めてよいかどうか、問題なものもいくつかある。各歌の【付】の項で触れたものもあるが、ここでも順次一言しておきたい。

まず、「寛平御時后宮歌合」についてである。この歌合は撰歌合と考えられており、是則が歌合の場に出席したというのではない。また、この歌合では是則歌とされている『是則集』24番歌は、是則の詠とみるのが通説のようであるが、村瀬は「后宮歌合歌の大部分が無記名なのに知られるように、同歌合の原資料に記名は存しなかったものであり、記名があるのは勅撰集や私家集に依拠して後人が補筆した結果と見られる」とし、この歌が『拾遺抄』・『拾遺集』では読人不知歌となっており、かつ『是則集』には是則作以外の歌も多く含まれていることから、この歌が是則の作であることを疑い、是則の同歌合への出詠を疑問視している。

次の「寛平御時中宮歌合」も撰歌合であり、是則が歌合に出席したわけではない。またこの歌合について萩谷朴（8）は根幹本文とする「狭本」廿卷本模写断簡」には是則詠とその番いとなった興風詠の前後の番いが書かれているのに、是則・興風の番いが欠けていることから、あるいは是則と興風の詠は後人

によって補筆されたものと疑っている。また、萩合はこの歌合そのものの存在を疑うことも可能としており、村瀬はこの歌合を虚構のものであるとしている。

次の「紀師匠曲水宴和歌」を、山田孝雄（9）、橋本不美男（10）は実際に行われたものと考えているが、萩合朴（11）、山口博（12）、工藤重矩（13）、吉川栄治（14）、村瀬敏夫（15）に偽書説がある。偽書説のおもな論拠は、

①この歌会の歌が平安時代の勅撰集や参加歌人のどの家集にも入っていない（『是則集』と『躬恒集』Ⅱの勅撰集歌補入部分を除く）こと

②参加歌人には、貫之・躬恒・忠岑・千里・友規・興風・是則・伊衡が名を連ね、古今集時代の代表的歌人が揃いすぎていてかえって不自然なこと

③古今集時代のものとしては特異な歌風の歌があまりにも多く、また桃を詠むべき三月三日に桜を詠んでいることなどである。この偽書説に対して徳原茂実（16）は、

①平安時代の勅撰集にこの歌会の歌が採られていないのは『新古今集』に至るまで句題和歌は勅撰集で正当な扱いを受けなかったからで、また参加歌人の家集に入っていないといっても、伊衡には家集そのものが伝わらず、千里・友規・興風・是則の家集が編纂された経緯を考えると当歌会の歌が入られるはずはなく、したがって問題になるのは躬恒・忠岑・貫之の三人の家集だけである。

②この八人が一堂に会することはけっしてありえなかったこととは言えず、また、もし作爲的に参加者を決めたのならば、ただ一人『古今集』に入集歌をもたない伊衡のかわりに、素性などもっとふさわしい歌人を選んだはずである。

③桜が詠まれたり特異な歌風の歌が多いのは、実際に行われた歌会の歌であるからで、桜が咲いていたなどその場の条件に規制されたためであると考えられる。

などと主張し、偽書説を真っ向から否定している。

徳原の挙げる論拠はたしかに説得力のあるものが多いのであるが、それでも問題はまだ残るように思う。その第一は、この歌会の歌が平安時代に享受された形跡がまったくないことである。平安時代の勅撰集と千里・友則・興風・是則の家集に載らないことは徳原のように考えれば説明がつくとしても、徳原も保留しているように躬恒・忠岑・貫之の家集に載らないことは納得しがたい。また、この歌会の歌は勅撰集以外の平安時代の歌集にもまったく載っていない。つまり、『新編国歌大観』を検する限り、この歌会の歌が享受された跡が伺えるのは、勅撰集をみれば是則歌を載せる『新古今集』一五番と躬恒歌を載せる『新拾遺集』の一七二番（この二首は『是則集』と『躬恒集』Ⅱの勅撰集補入部分にもそれぞれみえる）にしかないし、私撰集をみても『六華集』の二八〇番に『新古今集』に載る是則歌を「新古 貫之」として載せるだけであり、さらに参加歌人以外の私家集にまで視野を広げても、『範宗集』の一七番の

詞書にこれも『新古今集』に載る是則歌がみえるだけなのである。

第二に問題なのは、序文と跋文である。諸本すべてが「三月三日紀師匠曲水宴和歌序」と題しながら「序不書」として序文を書かず、しかも

みつねが序にいへることまでもこよひあはざらん人は、歌のみちもしらでまどひつつ、あめのしたにしりがほするなめりと、かきたるもことわり、まことにめでたき歌よみどもかな、この世にむまれてこの人人のゐなみて歌よみしけんをみましかば、なに心ちせましとおもふも、すぎたる心なり

という跋文をもつ。これなどをみると、序文を偽作する力まではなかった偽作者が、躬恒作の序文を引用する形をとって、あたかも序文があったかのように偽装したと考えられはしないか。そう思つてこの歌会の歌をみなおしてみるとどうも稚拙な歌が多いように思える。例えば、貫之作とされている「春なれば梅に桜をこきまてながすみなせの川のかぞする」というのなどは貫之作としてはいかがなものか。徳原は歌会が行われたその場の状況に規制されてこのような歌が歌われたというのだが、その場の状況に規制されながらもそこになんらかの工夫を凝らすのが専門歌人としての力量のみせどころではないのか（17）。

第一の問題点だけだと、この歌会の歌がなんらの理由で平安時代には享受されなかったことを示しているだけだとも考えら

れる。しかし、第二の問題点をも併せて考えると、偽書としたほうがよいのではないかと考えるのである（なお、46番歌の注釈は実際にこの歌会があったものと仮定して施しておいた）。次の、延喜五年二月の「定国四十賀屏風歌」は『是則集』にはみえないが、『古今集』巻七・賀・三五七〜三六二番にあるものである。

内侍のかみの右大将ふちはらの朝臣の四十賀しける時に、四季のあかけるうしろの屏風にかきたりけるうたかすがのにわかなつみつつよろづ世をいはふ心は神ぞしるらむ

山たかみくもるに見ゆるさくら花心の行きてをらぬ日ぞなき

夏

めづらしきこゑならなくに郭公ここの年をあかずもあるかな

秋

住の江の松を秋風吹くからにこゑうちそふるおきつ白波
千鳥なくさほの河ぎりたちぬらし山のこのはも色まさりゆく
秋くれど色もかはらぬときは山よそのもみちを風ぞかしける

冬

白雪のふりしく時はみよしのの山した風に花ぞちりける

当時の右大將は藤原定国、尚侍は定国の妹藤原満子である。つまり、満子が兄定国の四十賀（延喜五年）を催した時の屏風歌なのである。

ところで、この七首は『新編国歌大観』本によると、三五六番の作者名「そせい法し」によって、すべて素性法師の作のごとくにみえるが、『古今集』諸本並びに諸私家集を検するに、三五八番は躬恒、三五九番は友則、三六〇番は躬恒、三六一番は忠岑、三六二番は是則（18）、三六三番は貫之がそれぞれ作者であるのがわかる。

このように、当時の歴々たる歌人に是則が伍しているのは注目される。先に指摘したごとく、「寛平御時后宮歌合」「寛平御時中宮歌合」への是則の出詠が疑問視され、「紀師匠曲水宴和歌」が虚構のものであるとすると、この屏風歌が歌人としての是則が晴れの場において活躍したことを示す最初の確実な資料ということになるのである。

次に「左兵衛佐定文歌合」を問題にしておきたい。この歌合も萩谷が「古歌近詠の出色なるを自由に撰んで、歌合に番った極めて純粹な意味での撰歌合であつたらしい。」というように、撰歌合の典型的なものである。また、萩谷は右方に躬恒歌が偏向して存在することなどから、「大胆な推測が許されるならば、本歌合の左方人は即ち主催者たる貞文自身にして、右方人は躬恒一人であり、右方の躬恒が自作を中心に歌を撰ぶという自信の強い態度を持し、左方の貞文はひろく他人の詠作を撰採する

謙虚な態度を示したのではあるまいかとの仮説を提言したのである。」と述べている。いづれにせよ、この歌合に撰ばれた歌は現在に至るまで評価の高い歌が多く、そこには是則詠が四首撰ばれていることは、当時の歌壇における是則の位置を考える上で注目される。このように是則は『古今集』に八首採られた（19）ことも併せて、延喜五年には、歌人としての名声を獲得していたと考えられるのである。

続く、『大井川行幸和歌』・『亭子院歌合』・『内裏歌合延喜十三年』については、当該歌の【語釈】・【付】の欄並びに「補注」を参照願うとして、最後に『是則集』にはみえない延喜十八年九月十八日の洛外遊覧連歌等に触れておく。この遊覧は『躬恒集』・『公忠集』に載るものである。長くなるが、延喜年間において和歌・漢詩・連歌が同時に作られたという文学史上興味深い資料でもあるので、引用しておきたい（鈎括弧内は引用者注）。

『躬恒集』Ⅳ・一八六～一九〇

おなじとしの九月廿八日天上のひとくちぎりで、いはでやまのほとりにゆきてあそばんなどちぎる、ひとくこの少将、□□□少将□□□□□□□そのひになりておのくさはりありてきたらず、二すのうたをつかひにつけておくる

いつしかとまつしるしなきもみぢばのおのがちりくちり

やしなまし

みやひとのかずはしりにきをみなへしいづらとゝはゞいか
ゝこたへむ

やまのほとりたづぬるみちにそうのいへあり、もみぢ
ゝりみちてのこりの花まがきにあり、はなすゝき風に
したがひてなびく、人をまねくにゝたり、源少将むま
よりおりて

ひとしれぬやどになうへそ花すゝきまねけばとまる我にや
はあらぬ

そうにかはりて

いまよりはうへこそまさはなすゝきはにいつるときぞ人
よりきける

ゆふぐれに東光寺座主阿闍梨にあへり、きのもとにむ
しろをのべ、いけのほとりにともしびをつらねてまづ
ひとかめの茶すゝむべきに、あまたの盃さけあり、む
まときひとむらのきくをいへのまへにうへたり、感歎
無極各うたあり、よふけてかへら（二）とす、頭
少将のゝりむまを座主阿闍梨におくりてつぎにのりて
かへる
きくの花あきのゝなかにうつろはゞ夜ふかきいろをこよひ
みましや

『躬恒集』IV・三一九〜三四六b

晩秋遊覽同賦秋景引閑行、各分一字、綴

欲尽光陰感未休 楚山多処昔周遊
誰言物色傷心意 紅葉飄飄李日秋
ちりぬべきもみぢをしりてかざしつゝ、あきをとめつとたの
みけるかな

岑

近江介

錦葉錢共訴次逢 秋遊任意步疎慵
行々賞得群山色 未弁仁林茅幾峯
あしびきのやまをおそくぞあゆみけるあきのもみぢをよき
すぐしつれば

寒

右近先少将

杖醉閑行廻眼看 欲閑景色晚來寒
林頭山面皆蕭索 唯有黄昏紅葉殘
あきはつとおもひぞしらぬもみぢばのみににかふまでみゆ
るなりけり

枝

頭中將

共尋秋景幾相隨 醉析山辺紅葉枝
自覺光陰笛不駐 每年遂惜向奔馳
たまほこのみちはしづかにみつながらあきをいそぐとみる
ぞわびしき

谿

左衛門尉

暮秋遊覽日將西 紅葉紛々路（三）引

歩徘徊何所翫 長松無主在深谿

もみちばのかげのまに／＼ちるときはみる人さへぞしづこ
ゝろなき

紅

掃部助

閑歩秋光欲暮中 林間寂寞野辺空
醉來催感還応痛 一道風馳万里紅
いざこゝに今日あすへなむあきのそらいまいくかゝはのべ
にのこれる

疎

民部丞

一惜蕭辰漸欲除 昇山臨水意何疎
従尋幽境憐秋色 尽日行々不静居
あきのいろはゆきてみるまにくれぬればつひにあかでぞか
へるべらなる

連歌

もみちばゝこどもやまべにみてしかば^ど

ことしもあかぬものにざりける

も(ぎ)ぎぢのみをしくはあらずきくの花

しぐれのさきにをりてか(ぎ)ぎゝむ

さしてゆくかたもさだめずあきのゝに

もみちをみつゝとまるひなれば

こぞのけふあかずなりにしわれなれば

みねのもみちのめづらしきかな

近江介

源少将

左衛門尉

躬恒

掃部丞

式部丞

修理亮

是則

『公忠集』I・三六a b

九月晦のほどに、殿上の人ともみぢみむとて、ひむが
し山のかたにありきて

掃部助

さしてゆくかたもしられず秋のゝに
とありければ

もみちをみつゝとまる日なれば

千古

『公忠集』II・一七番

延喜十年九月廿八日、殿上人々紅葉みにとて、をの
／＼心あるかぎりきたの山べをいで、東の山までめぐ
りありきける、日くれてたかてらにめぐりいりてあり
きければ、そのてらの房しいてあひて、いけのほとり
にものしきて、ひやうとほなるきくのはなをほりて、
この人／＼のまへにうあければ、をの／＼これにつけ
うたをよむに

うつろふもうつらふもしらずきくのはなちらぬにまさること
しなれば

さて、以上の作品のうち、『躬恒集』IV・三二九の漢詩にあ
る「楚山多処昔周遊」や同じく三四三a「もみちばゝこどもや
まべにみてしかば^ど」、三四六b「こぞのけふあかずなりにしわ
れなれば」をみると、遊覧は一回限りのものではなく、少なく

とも二年連続で行われていたのがわかる。したがって、これらの記事がすべて同日のことを伝えていたとは限らないとも言えるので、考証を加えておく必要があるが、すでに峯岸義秋に詳しい論考がある(20)ので、ここではそれを紹介しておきたい。結論としてこれらがすべて延喜十八年九月二十八日の遊覧の

ことだとみる峯岸は、まず同じ連歌を載せる『躬恒集』IV・三四五a bと『公忠集』I・三六a bの作者表記から、漢詩・和歌・連歌が行われたのは公忠が掃部亮で千古が式部丞であった年であると考え、それは延喜十八年だとする(21)。そして、

『躬恒集』IV・一八六詞書冒頭の「おなじとし」は『躬恒集』IVの並びからして延喜十八年を指すとみ(22)、加えて、『公忠集』II・一七詞書は『躬恒集』IV・一八六以降の詞書を要約したような趣があるので、冒頭の「延喜十年」は「延喜十八年」

の「八」が誤って脱落したものと想定している。また峯岸は「主に作者の官職を探り、参加した人々の交友関係などを考え、私家集などに照らして総合的に判断」した結果、参加者は凡河内躬恒・源公忠(掃部助)・大江千古(式部丞)・坂上是則の他、藤原兼輔(頭中将)・藤原伊衡(近江介)、良岑仲遠(修理亮)、藤原俊隆(右近先少将)等としているのである(23)。

以上、長々と引用しながら述べてきたが、是則の文学活動を追っている本項としては、延喜十八年の時点でも是則が躬恒・兼輔などといった当代の一流歌人と肩を並べて文学の道を歩んでいるということを確認しておきたかったのである。

その他、次の二首が是則歌として勅撰集に載せられているので、最後に指摘しておく。

『後撰集』卷十・恋二・六四五

(題しらず)

坂上是則

しるしなき思ひやなぞとあしたづのねになくまでにあはず
わびしき

『新千載集』卷六・冬・七六五

(題しらず)

坂上是則

うづもれてあるにもあらず年をふるやどとしりてや雪つも
るらん

以上で記録に残る是則の文学活動については説きつくしたことになる。是則は延喜五年頃から突如歌人として活躍したようにみえるが、当然それ以前にも記録に残らない所で活動しており、その結果延喜五年までに揺るぎない名声を獲得していたものと考えらるべきであろう。そして、後になって「寛平御時后宮歌合」・「寛平御時中宮歌合」・「紀師匠曲水宴和歌」にも名を列ねることになったようである。

8 『平安朝歌合大成 一』(一九五七年・同朋社出版)。以後も歌合に関する萩合の説を引用する場合は、すべて同書に

よる。

- 9 「紀師匠曲水宴和歌に就いて」(『国語国文』十七卷二号・一九四八年四月)
- 10 『王朝和歌史の研究』(一九七二年・笠間書院)
- 11 朝日古典全書『土佐日記』(一九五〇年・朝日新聞社)
- 12 『王朝歌壇の研究・宇多醍醐朱雀朝篇』(一九七三年・桜楓社)
- 13 「藤原伊衡伝」(『文学研究』72・一九七五年三月)
- 14 「句題和歌の成立と展開に関する試論—紀師匠曲水宴・延喜六年貞文歌合の偽書説と併せて—」(『国文学研究』68・一九七九年六月)
- 15 『紀貫之伝の研究』(一九八一年・桜楓社)
- 16 「紀師匠曲水宴和歌小考」(『武庫川国文』21・一九八三年三月)
- 17 「非古今的な特徴を歌語や発想・詠風の面から指摘し、併せて歌会の歌としての不合理性を問題」にする吉川栄治(注14に同じ)に私も同調するのである。
- 18 雅俗山荘本「これのり」、俊成本・建久本に「是則」とある。また、基俊本には「貫之」とあるが、基俊本は三六三番も「つらゆき」とするので、三六二番は「是則」を誤ったものとすべきであろう。
- 19 『是則集』2番と34番は『古今集』に載るが、是則詠ではない(2番【付】参照)。

20 『平安時代和歌文学の研究』(一九六五年・桜楓社)

21 『三十六人歌仙伝』により、公忠は延喜十三年四月から同二十一年三月十三日まで掃部助であったのがわかる。また、『大日本史料』延喜十八年十月十六日「高野大師御広伝下」の一節に「講賜諡号於大師其状云(式部少大江千古作之。)」とあり、千古が延喜十八年当時式部少輔であったことがわかる。

22 『躬恒集』IV・一八一詞書に「延喜十八年」とあり、それを受けて一八五の詞書に「同年」とあり、一八六の「おなじとし」はそれを受けていると考えられる。

23 その他、「民部丞」は「式部丞」の誤りか何かで千古のこと、「左衛尉」は源なかただか藤原治方、「源少将」は不明とする。ところで、『躬恒集』、『公忠集』に載ることが同日のことでないとしても、『躬恒集』IV・一八七の都合で参加できなかった人に贈ったという歌に「みやひとのかずはしりにきをみなへし」とあるので、参加メンバーはかなり固定していたとみてよいであろう。

II 『是則集』

一 成立—名家家集切について—

世に「名家家集切」とか「部類名家集切」などと呼ばれる一群の古筆切が存在する。すなわち、『和歌文学大辞典』の「名家家集切」の項（久保木哲夫執筆）で

藤原兼輔・在原元方・清原深養父・坂上是則・藤原興風・源公忠の各家集の断簡。六人の有名歌人の歌集の断簡であるところから名家家集切という。またいずれも同じような基準のもとに部類分けがされているので部類名家集切ともいう。伝紀實之筆。同じく實之筆といわれている高野切第二種の筆跡に非常によく似ているところからの伝称か。もと列帖装、二七・三×二一・七cm。料紙は鳥の子で飛雲がある。一面一行一六行書き、和歌一首二行書き。最も多く残っているのは兼輔集である。大部分は巻子本に改装されて秩父宮や安田家に所蔵されているが、諸家に分蔵されている断簡も含めると、歌数にして現在一〇六首ほどが知られる。冒頭に「堤中納言集」とあり、内容は春・夏・秋・冬・恋・雑・哀傷の各部に分かれていて、さらにそれぞれが、たとえば春部では、元日・三月尽・梅・柳・桜・款冬・藤・帰雁といった具合に細分されている。兼輔集以外の五集もみな同じ形態をとっているところからみると、それぞれの家集は独自に編纂されたものではなく、ひとつの統一的な意識のもとに分類・編纂されたものであろうことが考えられる。あるいは、それぞれの原家集を再編した二次的な本文か。詞書などに後撰集の影響がよく見られ

る。なお、元方集はこの断簡以外に伝本は伝わらず、是則集のすべての現存本と、公忠集の流布本は、いずれもこの断簡を祖本としている。本文研究の上でもきわめて重要である。

と説明されているものである。要するに、これらの家集は一般の家集とは趣を異にし、部立てがあり、さらに各部立てにいくつかの歌題が配されており、『古今六帖』の編纂法を髣髴とさせるような形をとっているのである。最も多くの切れが残っている『兼輔集』の部立てと歌題を『私家集大成』（『兼輔集』Ⅲ）に従って示しておく（算用数字は歌数）。

春部〔18〕

元日〔1〕・三月尽〔1〕・梅〔5〕・柳〔1〕・桜〔5〕・款冬〔1〕・藤〔3〕

・帰雁〔1〕

夏部〔5〕

郭公〔5〕

秋部〔18〕

七夕〔7〕・霧〔1〕・紅葉〔4〕・菊〔3〕・女郎花〔1〕・雁〔1〕・鹿〔1〕

冬部〔2〕

時雨〔1〕・残菊〔1〕

恋部〔37〕

不被知〔2〕・被知〔14〕・会〔1〕・会后〔20〕

哀傷部〔6〕

春〔2〕・歳暮〔1〕・浜〔1〕・波〔1〕・忘草〔1〕

雑部〔20〕

秋〔3〕・山〔2〕・野〔2〕・髪〔5〕・

老〔3〕・懷旧〔1〕・衣〔2〕・山居〔1〕
・養虫〔1〕

他の五集もこれほど多くの歌数を残すわけではないが、原形態は『兼輔集』に近い形態をとっていたものと思われる。

これらの部類名家集はなぜかまたいつのころにか、すべて切られてしまい、現在は「部類名家集切」と呼ばれるに至っているのである。

二 『是則集』の諸本

「部類名家集」として編纂された『是則集』もいつしか切られてしまい、今や九葉十一首（一首は前句だけ）が残るのみである。しかし、現存の『是則集』諸本は「部類名家集」ないしは、それを写した本を祖本としていると思われるのである。換言すれば、原「部類名家集・是則集」は切断されてしまったが、切断される前の姿を現存諸本は伝えているというわけである。

その『是則集』諸本は、「部類名家集」を写した部分（以下、根幹部分と呼ぶ）の歌数や卷末増補の有無などから、以下に掲げた本を代表とする①～⑤の五系統に分類される。

第①系統 書陵部A本（五〇一・一二〇）

（根幹部分四十五首をもつ。他に伝本なし）

第②系統 書陵部B本（五一〇・一二二）

（根幹部分四十五首と増補五首をもつ。他に伝本なし）

第③系統 歌仙家集本

（根幹部分四十五首と増補六首をもつ）

第④系統 西本願寺本

（根幹部分のうち32番を欠く）

第⑤系統 定家本

（根幹部分のうち12番と32番を欠く）

各系統の本はそれぞれ括弧内に示したような特徴をもつがゆえに五系統に分類されるのだが、そのうち根幹部分に注目すると、①②③が四十五首を有するのに対し、④⑤がともに32番を欠いている。また、この他にも、7・8番の歌順と雑部が始まる所をみると、①②③は7・8番の順で41番から雑部が始まっているが、④⑤は8・7番の順で42番から雑部が始まっている。よって、五系統のうちでも、①と②と③が近い系統で、④と⑤が近い系統だと考えられるのである。

それで、まず、①②③が近い位置にあることを、歌句・詞書等の語句を比較することによって確認しておきたい。実は①②③間における異同はほとんどないと言ってよい程で、次にあげたものしかないのである。

17番歌第四句 ①③「せゝのしらなみ」(④⑤と一致)

④「せゝのしからみ」

21番歌結句 ①「秋のよな／＼」

②③「秋のうければ」(④⑤と一致)

32番歌第三句 ①②「こひすとは」

③「こひねとも」

35番歌初句 ①②「谷ふかみ」(④⑤と一致)

③「たにかはの」

したがって、①②③が近い位置にあることは、語句の異同の上からものはつきりするのである。

では、④⑤はどうであろうか。結論から言うと、④⑤は細かい語句においてはあまり近い位置にあるとは言いがたい。というのは、具体的な指摘は省略するが、④の本文をみていくと、①②③と一致する部分、⑤と一致する部分、④独自の本文をもつ部分が混在していて、一概には⑤と近いとは言えないからである。したがって、④⑤は、形態上はよく似た形をとっているが、本文の上からはそれ程近いとは言えないということになる。それでは、五系統のうち、どれが部類名家集に近いのであるうか。先に指摘した、①⑤のそれぞれの特徴を考慮すると、根幹部分に一首の欠落もないようにみえ、しかも巻末に増補を有しない①こそが、もともと部類名家集に近いと考えられるかも知れない。事実従来は「是則集の部類名家集は本来四五首で

あったと推定される。その最も古い形を示しているのは書陵部蔵是則集(五〇一・一二〇)(墨付八枚)であり、今日ではこれを底本とすべきである」(1)などと説明されてきたのである。

しかし、ことはそう単純ではない。まず、「是則集の部類名家集は本来四五首であった」とされているのから問題にしたい。この考えは、①と他の系統とを比較すると、①は根幹部分にもっとも多くの歌を有している、換言すれば他の諸本と較べる限りにおいては①には欠落がないように見えることに由来するのである。だが、①とて部類名家集の歌をもれなく伝えているとは考えがたいのである。というのは、25番歌の前にある「いはひ こけ いはほ」という語句は、ここから「祝部」が始り、「祝部」は「苔」題の歌と「巖」題の歌によって構成されていることを示していると思われるだが、実際は諸本ともに25番が「巖」題の歌であるだけで、26番からは「恋部」になってしまっている。つまり、①も「巖」を題とする少なくとも一首の歌を欠いていると考えられるのである。

そうすると、①とて部類名家集の形態を正しく伝えているとは限らないわけであり、もう一度各系統の本を比較して検討することから始める必要がある。ところで、先程も述べたように、②③は①と近い位置にあり、④は①②③と⑤の中間に位置するような本である。したがって、①と最も遠い位置にあると考えられる⑤の代表的な本、すなわち本注釈が底本とした定家本を

比較の対照とするのが最も有効だと考えるのである。

そこで、①と⑤の本文の異同を比べるにあたり、部類名家集切れが残っている部分を取り上げ、どちらが部類名家集に近い

かみてみる。以下に、部類名家集（名と略称）と①と⑤、それに後の論述の便宜上、『後撰集』に収録されている場合はそれも併せて対照しておいた（□は一字空け、／は改行を示す）。

1 詞書

春部／柳 □桜 □桃 □松□鶯／柳／亭 子 院 哥 合
春 ／やなき□さくら□も、□松□鶯／ ていししの院の哥 あはせ□やなき

亭 子の院のうたあはせ

名 ① ⑤
「やなき」の
位置 D

1 歌

あさみとりそめてみたれるあをやきの いと／をはゝるのかせやよるらむ
あさみとりそめてみたれるあをやきの／いと をははるのかせやとくらん
あさみとりそめてみたれるあをやきの／いと をはゝるのかせやとくらむ

名 ① ⑤
結句 C

10 詞書

秋部／時雨 □露 □山／水□紅葉 □菊 □かり／
秋 □しくれ□露 □山 河□もみち／きく□かり／
秋 □しくれ□つゆ□山□水□もみち／きく□かり／

名 ① ⑤
「しくれ」の
位置 A

時雨／亭 子 院の哥 合

ていししの院の哥 あはせに しくれ

しくれ 亭 子の院のうたあはせに

（題しらす よみ人も） 『後撰集』四四四

名 ① ⑤ 後
「しくれ」の
位置 A

10 歌

はつしくれふるほともなくさほやまの こそ／ゑあまねくいろつきにけり
 はつしくれふるほともなくさほやまの／こそ ゑあまたにいろつきにけり
 はつしくれふるほともなくさほ山 の／こそ ゑあまねくいろつきにけり
 はつしくれふるほともなくさほ山 の 梢 あまねくうつろひにけり

四句 A

⑤ ① 名 後

13 詞書

大井 行幸／あきのやまをのそむ

山 □秋 山 のそむ□天 井河 の行／幸に

秋 の山 をのそむ 大 井かはの行 幸に

「大井行幸」の
位置 C

⑤ ① 名

13 歌

あきのいろはちくさなからにさやけきを／たれかをくらのやま？いふ？む
 秋 のいろはちくさなからにさやけきを／たれかをくらの山 といふらん
 秋 のいろはちくさなからにさやけきを／たれかおぐらのやまといひけむ

結句 B (名も「とい
 ふうむ」であったと
 みて間違いない)

⑤ ① 名

17 歌

もみちはおちてなかるゝおほるかは／せゝのしらなみかけもとめなむ
 紅葉 〳のちりてなかるゝ大 井かは／せゝのしらなみかけとゝめなん
 もみちはのおちてなかるゝおほるかは／せゝのしらなみかけもとめなむ

二句 A
 四句 C
 結句 A

⑤ ① 名

19 詞書

菊／きくのはなのこれり／大井 行幸

きく□きくの花 のこりたり 大井／河の行幸に

きくのはなのこれり 大井 の行幸

歌題の有無 B
 「のこれり」A

⑤ ① 名

19 歌

かけさへにいまはときくのうつろふは なみ／のそこにんしもやおくらん
 かせさへにいまはときくのうつろふは／なみ のそこにもしもやをくらん
 かけさへにいまはときくのうつろふは／なみ のそこにもしもやおくらむ

⑤ ① 名

初句 A

20 詞書

雁／旅 雁行／大井 行幸
 かり□たひのかり 大井河の／行幸に
 たひのかり 大井の 行幸

⑤ ① 名

歌題の有無 B

20 歌

いくちさとあるみちなれやあきことに くも／ゐのたひをかりのゆくらん
 いくちさとあるみちなれや秋 ことに／くも ゐのたひをかりのなくらん
 いくちさとあるみちなれや秋 ことに／くも ゐのたひをかりのつくらむ

⑤ ① 名

結句 D

21 歌

かりてほすやまたのいねのこきたれて なき／こそわたれあきのうければ
 かりてほすやまたのいねのこきたれて／なき こそわたれ秋 のよな／
 かりてほす山 たのいねのこきたれて／なき こそわたれあきのうければ

⑤ ① 名

結句 A

26 詞書

恋部／しられす／被知 恋部／しられす／被知 恋部／しられす／被知
 恋 □しられす□しられたり□あふ／あひてのゝち 恋部／しられす
 恋部／しられす□しられたり あふ あひてのゝち／しられす
 題しらす これのり 『後撰集』七四五

⑤ ① 名

歌題の有無 A

26 歌

わたのそこかつきてしらん人 しれす おもふこゝろのふかさくらへに
わたのはらかつきてしらん人 しれす おもふこゝろのふかさくらへに
わたのそこかつきてしらむひとしれす おもふ心 のふかさくらへに
わたのそこかつきてしらん君 かため 思 ふ心 のふかさくらへに

27 詞書

被知
しられたり
しられたり

27 歌

わかこひをくらふのやまのさくらはな まな／くちるとんかすはまさらし
わかこひをくらふのやまのさくら花 まな くちるともかすはまさらし
わかこひをくらふの山 のさくらはな まな くちるともかすはまさらし

28 歌

をしかふすなつの草 のみちみえす し (以下欠)
をしかふす夏のゝくさのみち見えす／しけきこひにもまとふころ哉
をしかふすなつのゝくさのみちみえす／しけきこひにもまとふころかな

41 詞書

離別部／風／風／わかれに
さう □ かせ□わかれ
わかれの□ かせのわかれに

⑤ ① 名

⑤ ① 名

⑤ ① 名

⑤ ① 名

後 ⑤ ① 名

初句 A

注 (欄外に記した

A B C D につ

いては、次頁

の記述を参照)

D 部類分け・詞書

41歌

わするなよわかれちにおふるくすのはの／あきかせふかはいまかへりこむ
わするなよわかれちにおふる葛のはの／あきかせふかは今 かへりこん
わするなよわかれちにおふるくすのはの／あき風 ふかはいまかへりこむ

⑤ ① 名

最初に1番の詞書部分について考えてみたい。名と①は部立てを示した後、この部立てに含まれる歌題を五つ列挙する。⑤はこれらを欠いている分、名からは遠いといえよう。しかしここで、列挙されている歌題の順序に注目すると、春部の歌のうち、7・8番は8・7番の順（「松」題、「鶯」題の順）になっているのが妥当である。にも関わらず、①が7・8の順になっているのは、おそらく名の形を正しく伝えていないのであり、8・7番の順になっている⑤の方が名の形を正確に伝えていると考えられる（1番【校異】の項及び8番【付】の項参照）。

次はやや細かいことではあるが、10番の詞書部分にある秋部の歌題を列挙した所についてである。「露」の後①では「山河」と続けて書かれており、あたかも「山河」という題の歌があるかのごとくになっている。一方名と⑤は「山」と「水」が離れて書かれており、「山」という題の歌と「水」という題の歌があることを示している。そこで秋部に属する歌をみると、13番が「山」題の歌で、14番が（静嘉堂文庫本にしか「水」という題は付されていないが）、「水」題の歌と思われる。したがって、この部分についても、⑤の方が名の形態を正しく伝えてい

と考えられるのである。

次に41番の詞書部分をみてみる。①では冒頭に「さう」とあり、ここから雑部が始ることを示しているが、名と⑤は「離別部」、「わかれの」とあって、41番を離別部の歌としている（ちなみに、⑤では42番から「さうのふ」としている）。これも①よりも⑤が名の形態を正しく伝えている例だといえるのである。

以上のように、名と①と⑤の形態を比べてみると、①より⑤の方が名に近いように思える要素もあるのがわかる。では、⑤が最も名に近いかというと、冒頭の部立てと歌題を列挙した部分や12番と32番を欠いていることなどから、やはり簡単にはそう言い切れるものでもないのである。

そこで、以上に取り上げた以外の名と①と⑤の細かい語句の異同を調べてみることにする。名と①と⑤に異同がみられる部分を数えてみると（「部」の有無や「の」・「に」といった助詞の相違などのごく細かい点や、詞書部分に見られる相違のうち先に取り上げた箇所は省いてある）、何をもって一箇所と認定するかによって若干の増減はあるだろうが、だいたい次のような結果が得られる（A B C Dに相当する箇所は、先程名と①と⑤の本文を列挙した際に、下の欄外に示しておいた）。

- A 名と⑤が一致し、①が相違する箇所 約九箇所
 B 名と①が一致し、⑤が相違する箇所 約三箇所
 C 名が相違し、①と⑤が一致する箇所 約三箇所
 D 名と①と⑤がそれぞれ相違する箇所 約二箇所
 またこれは、

名と①が相違する箇所 約十五箇所
 名と⑤が相違する箇所 約九箇所

ということでもある。

たかだか十一首しか残っていない名のある箇所のみを比較した右の結果をもとに、どれほどのことが言えるのか、疑問に思われる向きもあるかもしれない。しかし、たった十一首の中に二十箇所近い異同箇所があり、しかもその多くは名と⑤が一致して、①が相違する箇所であることは無視できないと思う。①

よりも⑤の方が名に近い本文を伝えているのではないかと思われるのである。

ところで、部類名家家集は『後撰集』と密接な関係にあると考えられている。次に、『後撰集』に採られていて、①と⑤に異同が見られる箇所を取り上げてみたい。これもまずは名が残っているものから纏めておく。先程名と①と⑤の本文を列挙比較した際に、10番と26番は『後撰集』の本文も併せて示していたので参照願いたい。すると、10番第四句と26番初句は、ともに名・⑤・『後撰集』が一致していて、①が相違しているのがわかるであろう。

次に、名が残っていないく、『後撰集』に採られている歌の異同を左に纏めておく。

	①	⑤	『後撰集』	
3番第四句	よのまのほとに	ひとよのほとに	ひとよのほとに (五四番)	
8番第四句	うつろふはなを	うつろふいろを	うつろふ花を (四二番)	
15番第二句	ゆきて見るへき	ゆきてもみへき	行きても見へき (一三〇二番)	堀河本は「ゆきてみるへき」
38番第二句	おもひしを	おもひつる	思ひしに (七九四番)	堀河本は「おもひつる」
同 結 句	こひしかりけれ	わひしかりけれ	こひしかりけれ	中院本は「わひしかりけれ」
40番第二句	まところまでのみ	まところまでのみ	まところまでのみ (一九六番)	
同 第四句	ゆめちとのみも	ゆめちとたにも	夢路とたにも	

①の36番の第三句は『後撰集』と細かな助詞の違いしかないの
で同じ形だと認めると、①と『後撰集』が一致していて、⑤が
相違する箇所と、⑤と『後撰集』が一致していて①が相違する
箇所は、詞書を除けば、概ね同数だといえる（詞書は『後撰集』
と『是則集』に関連がみられないものが多いので省いてある）。
さて、『後撰集』と比較しても、比較できる歌の数がたいへ
ん少なく、また、『後撰集』諸本間に異同がある場合などがあ
って問題であり、何か明確な結論が導き出せるものではないな
う。しかし、①と⑤を比べた場合、⑤よりも①の方が『後撰集』
に近いことを示す材料とはけっして言えず、強いて結論を出す
ならば⑤の方が①よりも『後撰集』に近いということになると
思うのである。

以上、長々と論じてきたわりに、明確な論拠をほとんど示せ
なかったのはなほ遺憾である。本項では、①は最も多くの
部類名家集の歌を載せているという点において重要であるが、
①とても部類名家集の完全な姿を伝えているわけではなく、⑤
の方が12番と32番を欠いているという点を別にすれば、部類名
家集の形態を正しく伝えていると考えられる要素もいくつかあ
り、本文についても、⑤の方が①よりも部類名家集に近いと思
われる徴証がいくつかあるということをおきたかったのだ
である。

これまでの考察結果に基づいて、部類名家集にもっとも近い
と思われる部立てと歌題を再現し、先の『兼輔集』の例に倣っ

て示しておく。

春部〔8〕	柳〔1〕・桜〔4〕・桃〔1〕・鶯〔1〕
夏部〔1〕	松〔1〕
秋部〔12〕	郭公〔1〕
	時雨〔1〕・露〔2〕・山〔1〕・
	河〔1〕
	紅葉〔4〕・菊〔1〕・雁〔2〕
冬部〔3〕	雪〔2〕・氷〔1〕
祝部〔1+α〕	苔〔α〕・巖〔1〕
恋部〔15〕	不知〔1〕・被知〔11〕・逢〔1〕・
	逢後〔2〕
離別部〔1〕	風別〔1〕
雑部〔4〕	松〔1〕・鶴〔1〕・亀〔1〕・猿〔1〕

最後にすでに紹介されているものと、管見に入った③・④・
⑤に属する諸本を纏め（②）、何か気が付いたことがある本に
ついては、一言つつ触れておきたい。

第③系統

◆書陵部（五〇六・八）

◆内閣文庫（二〇一・四三三）

◆内閣文庫（二〇一・四三四）

第④系統

- ◆京都大学蔵本
- ◆静嘉堂文庫本（一〇五・一二）
- ◆陽明文庫本
- ◆穂久邇文庫本
- ◆広島大学蔵本（大・八八五）
- ◆島田良二蔵本
- ◆ノートルダム清心女学院蔵本（二九〇）
- ◆神宮文庫本（三・一二〇三）
- ◆酒田市立光丘図書館蔵本
- ◆長野市蔵旧真田家本
- ◆三手三井本
- ◆和歌山大学紀州藩本
- ◆中田光子蔵本
- ◆宮城県図書館伊達文庫本
- ◆佐賀県立図書館蔵本
- ◆河野信一記念館本
- ◆西尾市立図書館岩瀬文庫本
- ◆京都女子大吉沢文庫本
- ◆池田亀鑑蔵本（二二）
- ◆書陵部（五一・一二）
- ◆書陵部（五一・二四）

第⑤系統

- ◆神宮文庫（三・一一八六）
- ◆神宮文庫（三・一二〇四）
- ◆神宮文庫通勝本
- ◆豊前本
- ◆京都女子大蔵飛鳥井本
- ◆ノートルダム清心女学院蔵飛鳥井雅章転写本（二八八）
- ◆醍醐本
- ◆静嘉堂本
- ◆蓬左文庫本
- ◆大和文華館本
- ◆群書類従本
- ◆彰考館本
- ◆書陵部（三五・四二）

第③系統 内閣文庫（二〇一・四三三）

写本であるこの本は、45番までの根幹部分に関する限り、③の特徴を備えており、集付けや書込等をみても大半は歌仙家集本と一致しているので、③に属するとみて間違いない。しかし、③としては巻末増補歌が特異である。すなわち、45番歌を記したあと四行分の空白をおいて帖を改め、

不見家集哥

後撰

しるしなき思ひやなそと声たつの音に鳴までに逢ぬ佐しき

紀貫之曲水宴し侍ける時月入花灘暗といふ事

をよみ侍ける

新古今

花なかつ瀬をもみるへく三ヶ月のわれて入ぬる山の遠かた

同

うらかる、浅茅か原の荻萱の乱て物をおもふころかな

平定文家討合に

同

その原や伏屋に生るは、木々の有とは見えて逢ぬ君かな

という四首を記しているのである。このうち一首目は他の諸本にはなく、『後撰集』六四五番に「(題しらず) 坂上是則」としてある歌である。また、後の三首は他の③にもあるが、最後の歌に付されている詞書は独自のものである。

それに、この本は根幹部分においても、③にあつては特異な異同を若干もっているで、纏めて記しておく。

7番結句 花にそありける「そありける」は④と一致、「さりける」は①・②・③・⑤と一致

21番結句 秋のよなよな

(①と一致)

31番初句 枕のみうく

(④・⑤と一致)

35番初句 谷かけの

(「谷かけ」は独自異文、「谷かは」

は③と一致)

45番結句 袖そぬれける(独自異文)

以上より、この本は③の代表本の歌仙家集本が成立する上で、特別な位置を占めているのかも知れない。後考に俟ちたい。

第③系統 長野市真田

この本も歌数・歌順や細かい語句の異同・書込などから、根幹部分は③に属するとみてよい。しかし、巻末増補歌がないのが③としては特異である。

第④系統 神宮文庫(三・一二〇四)

この本は、7・8番が8・7の順になっており、また42番から雑部が始まるという④の特徴を備えている。また、西本願寺本と語句を比べてみると、42番詞書に「え松おひたり」という句がないのが目立つ他はせいぜい数文字の違いしかない。以上のことより、この本は④に属するとしておいた。

しかし、この本は次の点においては、③の特徴を備えているとも言える。その第一点目は32番を有する点である。しかもこの32番は「秋の色にうつりてこひねともなみたのしるくみする成けり」となっており、第三句が「こひすとは」となっている①・②とは異なり、③とのみ一致しているのである(初句は誤写であらう)。第二点目は、細かいことだが、44番の第二句が「なる、かもめ」となっていて、③と一致していることである。

そして、第三点目は、「此集本料紙今朝送之徳大寺少将(実久朝臣)所筆也同日申刻所取書送也 慶長十二年孟夏十三日 也足更」という識語のあと、③と同様に「雖在集不載家集歌」という句に続けて、本注釈で46と51番とした六首を補っている点である。したがって、この本は③と④の中間に位置するものと言えるのではないか。

第④系統 書院部(五一・二)と書院部(五一・二四)

この両本は、一面十二行、和歌二行書き、詞書二字下がり、墨付き三帖半という書式がすべて一致する。また、45番歌を書いて一行空けた次の行の真ん中あたりに「これのりかしう」と書かれている点も一致する。加えて、校合の跡や集付け合点がないのも同様である。違いとして目立つのは前者が冒頭に「坂上是則集」という一行をもっていることぐらいである。おそらく、親子関係にあるものと考えられる。

第④系統 静嘉堂文庫堂本

この本は7・8番が8・7番の順になっていて、42番から雑部が始まるという④の特徴を備えている。そして、本文も④に一致する部分が多く、④に属するとみてよい。しかし、④にしている幾つか特異な特徴をもっている。

その第一は、④・⑤では欠けている32番を有することである。①・②・③のどれかから補ったとみるのが自然かもしれないが、

①・②・③では「みするなりけり」となっている結句が「みゆるなりけり」となっているので、一概にそうとも言い切れない。第二は29番を欠く点である。おそらく誤脱であろう。そして第三に、独自異文を比較的多く有する点も注目される。

なお、この本については、伊藤卓次「静嘉堂本是則集(上)」(『美術研究』一九三・一九五七年十一月)、「静嘉堂本是則集(下)」(『美術研究』一九五・一九五八年三月)で詳しく考察されている。

本注釈では、静嘉堂文庫本の特殊性を考慮し、校異に加えておいた。

第④系統 群書類従本

この本は7・8番が8・7番の順になっていて、32番を欠き、また42番から雑部が始まっているので④に属すると考えられる。しかし、11番が10番と12番の間になくて、巻末に「異本」として補われているのが特異である。それと、詞書部分に歌題がほとんど書かれていないのも特徴的といえる。したがって、第④系統とは別系統とする向きもあるが、本文が西本願寺本とほぼ一致するので、④の末流本とするのが妥当であろう。本注釈では、群書類従本の特異性を考慮し、校異に加えておいた。

第④系統 蓬左文庫本

この本は、詞書部分においても歌句の部分においても、若干

の例外を除けば、ほとんど西本願寺本と異同がない。しかし、群書類従本では巻末に補われていた11番を欠いている点が注目される。つまり、本文上は西本願寺本に近く、形態上は群書類従本に近いといえ、両者の中間の位置を占めているのである。

第④系統 大和文華館本

この本は11番と32番を欠くなど形態の上からみても、また、語句の上からみても群書類従本を書写したものではないかと考えられる。また、余白に細字で群書類従本になくて③にみられる歌や歌題などが書き込んであり、③との校合も施されている。

第⑤系統 彰考館本

この本は「以京極黄門自筆令書写畢」という識語が示す通り、定家本を書写したものであることがわかる。本文も概ね定家本と一致するが、「イ」というような異本注記や見せ消しによる書き込みなどが多数ある。また、識語の後に細字で③と同じ六首が補ってあり、③と何らかの関係にあると考えられる。そこで、異本注記を調べてみると、ほとんどが③の本文と一致している。また、定家本にはない12番と32番が細字で書き込んであるが、そのうち、32番の第三句「こひねとも」は③とのみ一

致する。したがって、この本は定家本を書写し、③をもとに校合を施し、かつ、定家本にない歌を③から補ったものと考えられる。本注釈では彰考館本の特異性を考慮し、校異に加えておいた。

第⑤系統 書陵部〈三五一・四二二〉

この本は「以定家真跡真字仮名等行數不違一字写之即校合終」という識語が示している通り、定家本を忠実に書写したものである（ちなみに、この本には定家本が現在きたしている錯簡はない）。ところで、今までこの本は定家本を写したものと指摘されたことはないか。すなわち、⑤という点、定家本と彰考館本のみがとりあげられてきたように思うが、この一本も紛れもなく⑤に属するのである。

1 島田良二著『平安前期私家集の研究』（一九五八年・桜楓社）よりの引用。

2 注1の島田著や和歌史研究会編『私家集伝本書目』（一九六五年・明治書院）に拠ったところが大きい。所蔵者が変っている本については、重複して記載してしまっているかもしれない。